

利用されたのかについては提供者に情報が知らされること。⑥提供目的で提供された精子等については、廃棄期限前に返還や廃棄を求めることができず、提供者は一切の権利義務を失うこと。

カウンセリングの内容の詳細は委員会規則で定めるものの、その内容としては、心理学的な問題はもとより、法律的な問題など、およそ起こりうる様々な事柄について、十分時間をかけたカウンセリングがされ、それでもなお、精子等を提供する意思のある者のみに提供者たる資格があるものとすべきであろうと考える。

（2）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における同意の取得について

1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療の実施の度ごとに、当該生殖補助医療の実施について、夫婦それぞれの書面による同意を得なければならない。
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。

■ 精子等の提供を伴う生殖補助医療の治療を希望する夫婦は、医療機関に「生殖補助医療の治療に同意する旨の夫婦双方の署名押印した書面」、つまり同意書を提出しなければならない（生命倫理法案第六条第一項第三号）。医療機関は生殖補助医療の治療を行った旨の記録の一つとして同意書を生命倫理委員会に送付し（第六条の四第三項）、生命倫理委員会はその記録を60年間保存しなければならない（第三条の一五）。

当該生殖補助医療は、特に、親子関係に関し、慎重な取扱いを要するというのはいうまでもない。また、不妊治療によって、何らかの母体あるいは子に何らかの問題が生じる可能性は、皆無とはいえない。精子等の提供を伴う生殖補助医療は、婚姻夫婦間における夫婦間の生殖細胞を用いた生殖補助医療とは、大きく異なっている。また、特に、夫の同意は、それによって法律上の親子関係を発生させる要件ともなっているから（第一一条）、単なる医療行為に対する同意を超えて、親子関係の定立など法的な意味を十分に理解した上で、同意がされることが求められる。言い換えれば、精子等の提供を伴う生殖補助医療は、自由な意思に基づいて、その医学的・法律的な意味を理解した上で、自己決定に基づいてなされなければならない。

■ 提供精子等を伴う生殖補助医療を実施した医療機関に、当該治療について、生命倫理委員会に記録を送付することを義務づけている（生命倫理法案第六条の四第三項）。

生命倫理法案は、提供精子等を伴う生殖補助医療に関しては、その全てについての情報を一元的に生命倫理委員会で管理することを目指している。したがって、医療機関は、原則的に治療の度毎に、同委員会に治療について報告するものとした。治療の度毎というのは、患者毎という趣旨ではなく、一周期の治療毎である。繁雑ではあるが、提供精子等の適正な使用状況を知る上で不可欠であると考えている。

- 当該同意は当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができる。

- 生殖補助医療の治療を受けるには、夫婦双方の同意が要件であることは先に述べた（生命倫理法典第六条第一項第三号）。どちらか一方でも同意の撤回がされればその要件が満たされなくなると解されるので、当然、生殖補助医療は実施できなくなる。生命倫理法典では、撤回の規定は明文化していないが、撤回を妨げることは考えていません。

2) 精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設（以下単に「精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設」という。）は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の当該精子・卵子・胚の提供及び当該提供された精子・卵子・胚の当該生殖補助医療への使用について、書面による同意を得なければならない。

- 精子及び卵子の提供者には、提供に先立って登録生殖補助医療機関において、委員会規則で定めるカウンセリングを受けることを義務づけている（生命倫理法典第七条第五項）。さらに、医療機関に提供者の氏名、住所、年齢及び委員会規則が定める事項の届出を義務づけている（第七条第三項）。したがって、この届出の過程が「同意」とみなされると考える。

なお、生命倫理法典では規定していないが、提供者が婚姻している場合には、配偶者の同意を得ることを要件とすることも検討されてよい。例えば、フランス法では、精子等の提供をする場合に、配偶者の承諾が書面によってなされる必要があるとしている。提供者一人の自己決定だけでよいかとの検討が必要であろう。

- 当該同意は当該精子・卵子・胚が当該生殖補助医療に使用される前であれば撤回することができる。

- 明文化されてはいないが、提供目的で提供された精子等については、廃棄期限前に返還や廃棄を求めることができず、提供者は一切の権利義務を失うことを考えている。提供に先立って行われるカウンセリング（生命倫理法典第七条第五項）によって、これについて十分説明をし、提供者が納得の上で提供を実施すれば、撤回の問題は防げるものと考える。

提供に伴う一切の権利義務関係は、提供者と提供を受ける医療機関の間にのみ存在し、提供者と提供を受ける者（不妊治療を希望する者）との間には一切の関係がないものとする。提供者の責任が遮断されることで、最終的な安全性については医療機関が担うこと、医療は何よりも医学的な判断に基づいて生殖補助医療に用いられるべきであること、個人情報の管理を徹底すること等が実現できる。

（3）提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療におけるカウンセリングの機会の保障について

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該生殖補助医療の実施又は当該精子・卵子・胚の提供に際して、当該生殖補助医療を行う医療施設又は当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の専門団体等による認定等を受けた当該生

生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられなければならない。

- 生殖補助医療を受ける者のカウンセリング（生命倫理法案第六条第二項）、提供者のカウンセリング（第七条第五項）の義務づけを定めている。

カウンセリング、カウンセラーの詳細な内容等は検討が十分ではないが、カウンセラーの資格、養成方法等については、委員会規則等で定めるか、ガイドライン等を制定することが検討されてよいであろう。いずれにせよ、カウンセラーは、心理的なサポートに加え、医学的な説明、法制度の解説等も求められるのであって、高度な専門性を備えていなければならない。

2 実施医療施設の施設・設備の基準及び人的基準について

（1）実施医療施設の施設・設備の基準について

- 公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設として、国が指定した医療施設でなければ、当該生殖補助医療を行うことはできない。

- 医療機関が生殖補助医療を行うには、生命倫理委員会に申請して、登録をしなければならない（生命倫理法案第六条の三）。申請の際には、次に掲げる事項を記載した書面に署名・押印して、生命倫理委員会に提出することを義務づける。①生殖補助医療機関の名称及び住所、②生殖補助医療を行う医師の氏名、③生殖補助医療を行うにふさわしい設備及び能力を備えることを証する書面。

精子等の提供を伴う生殖補助医療は、医学的な観点のみならず倫理的・道徳的・心理学的・宗教的など様々な視点から実施については検討がされるべきである。そして、生殖補助医療自体は、さほど大掛かりな設備を必要としないのであるから、医療機関の資力などによって、自発的な参入規制が行われることは期待できない。そこで、生殖補助医療の内容からすると、単に病床数や医師の人数等のみで判断し、例えば許可制としてごく一部の医療機関（大病院）にのみ精子等の提供を伴う生殖補助医療を限定することは、逆に、大部分の中小の医療機関に対して不公平感を生じさせるだけでなく、中小の医療機関が適法な手続きを踏まずにかかる生殖補助医療を実施することを誘発するのにもつながり、精子等の提供を伴う生殖補助医療を一元的に管理しようという生命倫理法案の趣旨を没却することにつながりかねない。

そこで、生命倫理法案では、現在の日本産科婦人科学会への登録と同様、精子等の提供を伴う生殖補助医療を実施することができる医療機関の資格については、生命倫理委員会に登録することを求める登録制にすることとし、ゆるやかな方法で、むしろ一元的な管理の実を挙げることを目指すこととした。許可制などを採用するよりも、具体的な治療の段階で生命倫理委員会に記録の送付、すなわち報告義務を厳密に課すことによる規制の方が妥当であると考えた。

登録に必要な形式的要件を定めているが、これは最低限のものであることはいうまでもない。特に、「生殖補助医療を行うにふさわしい設備及び能力」については、委員会規則等で、最低基準、たとえば不妊医療医としての経験年数であるとか、精子等を凍結保存するのに必要なフリーザー等設備の規格等、医療機関の施設の要件である

とかを定めることが考えられて然るべきであろう。

（2）実施医療施設の人的基準について

- 医療機関が生殖補助医療を行うには、生命倫理委員会に申請して、登録をしなければならない。申請の際には、生殖補助医療を行う医師の氏名等についても明記することにしている（生命倫理法案第六条の三第二項）。

（3）倫理委員会について

- 実際問題として、小規模医療機関を数多く含む 500 前後の医療機関が生殖補助医療を実施しており、小規模医療機関において、一定の要件を満たす倫理委員会を設けることは実際的ではない。実施医療施設内の倫理委員会の設置を義務づける規定を設けることにより、「実施医療施設の施設・設備の基準について」と同様に、適法な手続きを踏まずにかかる生殖補助医療を実施することを誘発するのもつながり、生殖補助医療を一元的に管理しようという生命倫理法案の趣旨を没却することにつながりかねないので、個別の実施医療施設に倫理委員会を設置することは要件としない。

生命倫理委員会による医療機関の登録時の審査を厳重なものにすることと合わせ、具体的な治療の段階で生命倫理委員会に記録の送付、すなわち報告義務を厳密に課すこと（生命倫理法案第六条の四および第七条）による規制の方が妥当であると考えた。

検討課題 3 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る管理体制

1 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容

（1）情報の管理業務について

1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。

- 生命倫理委員会によって、委員会規則の定める方式に従い、登録生殖補助医療機関より送付された記録を、妊娠の有無にかかわらず全て保存、管理する。これらの記録は、子の出自を知る権利の場合を除き非公開とし、その保存期間は、60 年とする（生命倫理法案第三条の一五）。

生殖補助医療に関する登録情報についても極めて重視し、施術に対しての記録を一定の場所で登録をし、管轄を一元化して情報管理をし、将来問題となる子どもの出自を知る権利に備えるという立場を探っている。

また、戸籍が不明な人は 100 歳を過ぎると除籍してよいという規定があり、保存期間を 100 年間とも考えたが、いかにも長ないので生殖年齢の上限として 60 年程度が妥当であろうと判断した。

2) 提供者（及びその配偶者）の同意書の保存

■ 「1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存」と同様。

3) 精子・卵子・胚の提供を受ける人に関する個人情報の保存

■ 「1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存」と同様。

4) 精子・卵子・胚の提供者に関する個人情報の保存

○ 公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために必要な一定の期間保存しなければならない。

■ 「1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存」と同様。

5) 精子・卵子・胚の提供により生まれた子に関する個人情報の保存

■ 「1) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた夫婦の同意書の保存」と同様。

6) 提供者及び提供を受ける人に関する個人情報の保存・医療実績等の報告の徴収や徴収した報告の確認・当該報告に基づく統計の作成

○ また、本報告書の結論に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の適正な実施を確保していくためには、当該生殖補助医療を行う医療施設から提出された当該生殖補助医療を受けた夫婦の同意書や当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報の保存、当該生殖補助医療を行うすべての医療施設からの当該生殖補助医療に関する医療実績等の報告の徴収や徴収した報告の確認、当該報告に基づく統計の作成等の提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施に関する管理運営の業務を行う機関が必要となることから、こうした業務を行う公的管理運営機関を設けることとしたものである。

■ 生命倫理法では、ここにあげられたような業務については、生命倫理委員会が行うことを考えている。また、生命倫理委員会には、毎年、この法律の施行状況の評価を行い、その結果を公表する義務を課している（生命倫理法附則第二条）。

（2）審査業務について

1) 兄弟姉妹等からの精子・卵子・胚の提供（P）および胚の提供についての審査

- 兄弟姉妹等から提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、その実施内容、実施理由等を公的管理運営機関に申請し、当該生殖補助医療が上記の要件に則して行われるものであるとの事前の審査を受けなければならない。

- 生殖補助医療の治療を受ける夫婦と二親等以内の親族関係があつてはならないという立場を探っているので、兄弟姉妹からの配偶者の提供を認めない（生命倫理法第7条第二項）。

（3）精子・卵子・胚のコーディネーション業務について

1) 提供された精子・卵子・胚をどの人に提供するか決定する業務（マッチング業務）

（※ ここで使用する「コーディネーション業務」とは、提供された精子・卵子・胚を適切に希望する人に配分するための調整業務全般を指し、「マッチング業務」とは、提供された精子・卵子・胚を、希望する人のうち誰に与えるのかについて決定する業務そのものを指す。「コーディネーション業務」の一つとして、「マッチング業務」がある。）

- 提供精子等を伴う生殖補助医療を行う場合においては、登録生殖補助医療機関が、委員会規則に従い、精子又は卵子の選定をすることにしている（生命倫理委員会第六条の二第二項）。

2 実施医療施設等の監督体制

（1）実施医療施設の指定及び指導監督業務について

- 公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設として、国が指定した医療施設でなければ、当該生殖補助医療を行うことはできない。

1) 実施医療施設の指定

- 医療機関が生殖補助医療を行うには、生命倫理委員会に申請して、登録をしなければならないとし、登録制としている（生命倫理法第6条の三）。登録を申請する際、申請書には、生殖補助医療を行うにふさわしい設備及び能力を備えることを証する書面を付けなければならないことになっている。よって、設備・施設に不備のある医療機関は登録ができず、生殖補助医療の実施及び精子等の提供を行えない。

登録を受けないで生殖補助医療機関が生殖補助医療の治療又は治療の準備のための行為をした場合は、懲役もしくは罰金、又は懲役及び罰金の併科という刑罰を処することとする（第二五条第一号）。

2) 実施医療施設の指導監督業務

- 生命倫理委員会には、①公務所、特別の法令により設立された法人、生殖補助医療機関又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる権限、②生殖補助医療機関に対して、委員会規則に定めると

ころより立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問をすることができる権限、を与える（生命倫理法第三条の一ニ）。

3) 提供医療施設の指定

■ 「1) 実施医療施設の指導監督業務」と同様。

4) 提供医療施設の指導監督業務

■ 「2) 実施医療施設の指導監督業務」と同様。

【別添 参考資料】

生命倫理法案

（※本法案は、平成14年10月の日本私法学会において公表したもの（「NBL」742号13-20頁）に若干の字句の修正を加えたものである。）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人間の尊厳、母体の保護及び生まれる子の利益の尊重を基調としつつ、生命倫理の観点より、生殖補助医療及び人の発生操作研究の適正な実施のための規制を行うことを目的とする。

（民法の一部改正）

第一条の二 民法（明治二九年法律第八九号）第一条ノ三の次に次条を追加する。

第一条ノ四 本法ハ人間ノ尊厳ヲ旨トシテ之ヲ解釈スベシ
2 人体ヲ構成スル各部位ハ本人ノ同意ナク之ヲ分離スルコトヲ得ズ
3 人体及ビ人体ノ各部位ハ財産権ノ目的トスルコトヲ得ズ

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとところによる。

- 一 生殖補助医療 次の医療をいう。
 - イ 精子を女性の体内に注入して妊娠させること、又は精子と卵子を女性の体内において、又は精子と卵子を女性の体外において混合したもの若しくは受精させて生成した胚を女性の体内に移植して妊娠させること（胚の移植には、配偶子卵管内移植（GIFT=gamete intrafallopian transfer）及び接合子卵管内移植（ZIFT=zygote intrafallopian transfer, Zygote=fertilized oocyte）を含む。）
 - 口 精子・卵子・胚の凍結保存及び顕微授精
- 二 発生操作研究 人の精子、卵子、受精卵、胚（以下「胚等」という。）を用いて行う生殖医学及び発生・分化・再生等の研究をいう。
- 三 人の属性を有する胚 以下のいずれかに該当する胚をいう。
 - イ 他の人の胚、胎児又は人と同じ核内遺伝情報総体をもつ胚
 - 口 人の配偶子と動物の配偶子を受精させることにより作成される胚

- ハ 人の細胞核を、脱核した動物の卵子に移植することにより作成される胚
 - ニ 人の胚に、その胚と一体となって分裂成長することが可能な動物の細胞を結合させることにより作成される胚
 - ホ 動物の細胞核を、脱核した人の卵子に移植することにより作成される胚
 - ヘ 動物の胚に、その胚と一体となって分裂成長することが可能な人の細胞を結合させることにより作成される胚
 - ト 人の胚に、その胚と一体となって分裂成長することが可能な人の細胞を結合させることにより作成される胚
- 四 動物 哺乳綱に属する種の固体（ヒトを除く）をいう。
- 五 人の配偶子 精子（その染色体の数が精子の染色体の数に等しい精細胞を含む。以下同じ。）及び卵子をいう。

第二章 生命倫理委員会及び生命倫理審議会

（設置）

第三条 内閣総理大臣の所轄の下に、第一条の目的を達成することを任務とする生命倫理委員会を置く。

（所掌事務）

第三条の二 生命倫理委員会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生殖補助医療の実施及び規制に関すること
- 二 人の発生操作研究の実施及び規制に関すること
- 三 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき、生命倫理委員会に属された事務

（職務の独立性）

第三条の三 生命倫理委員会の委員長及び委員は、独立してその職権及び職務を行う。

（組織、委員長・委員の任命、身分）

第三条の四 生命倫理委員会は、委員長及び委員四人をもって、これを組織する。

- 2 委員長及び委員は、年齢が三五年以上で、生殖補助医療、生命倫理又は法律に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。

（委員長・委員の任期）

第三条の五 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員長及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員長及び委員は、再任されることができる。
- 3 委員長及び委員は、年齢が七〇年に達したときは、その地位を退く。
- 4 委員長及び委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第二項に規定する資格を有する者のうちから、委員長及び委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。

(委員長・委員の身分保障)

第三条の六 委員長及び委員は、正当の理由がある場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

(議決方法)

第三条の七 生命倫理委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 生命倫理委員会の議事は、出席者の過半数をもって、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところとする。

(事務局)

第三条の八 生命倫理委員会の事務を処理させるため、生命倫理委員会に事務局を置く。

(地方事務所)

第三条の九 生命倫理委員会の事務の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

(秘密保持義務)

第三条の一〇 委員長、委員及び生命倫理委員会の事務職員並びに委員長、委員又は生命倫理委員会の事務職員であった者は、その職務に関して知得した秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。

(規則制定権)

第三条の一一 生命倫理委員会は、生殖補助医療及び人の発生操作研究の適正な実施に關し、法律若しくは政令を実施するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、生命倫理委員会規則（以下「委員会規則」という。）を制定することができる。

(一般調査権限)

第三条の一二 生命倫理委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、生殖補助医療機関又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

2 生命倫理委員会は、必要があるときは、生殖補助医療機関に対して、委員会規則に定めるところより立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、従業員その他の関係者に質問をすることができる。

(措置・公表権限)

第三条の一三 生命倫理委員会は、人の生命身体又は健康等への重大な侵害の発生又は侵害のおそれがあるときには、侵害の停止及び予防のため必要な措置をとることができる。

2 生命倫理委員会は、この法律の適正な運用を図るため、本法の規定に違反する生殖補助医療機関又は個人につき、必要な事項を一般に公表することができる。

(登録の受理)

第三条の一四 生命倫理委員会は、第六条の三に基づいて生殖補助医療を行おうとする医療機関の申請に対して、登録を申請した医療機関が生殖補助医療に必要な設備及び能力を備えると判断したときは、この登録を受理しなければならない（登録された生殖補助医療機関を「登録生殖補助医療機関」と称する。以下同じ。）。

（記録の保存）

第三条の一五 生命倫理委員会は、委員会規則の定める方式に従って第六条の四及び第七条に基づいて登録生殖補助医療機関より送付された記録を管理する。その記録は、第一三条に掲げる場合を除き非公開とし、その保存期間は、六〇年とする。

（生命倫理審議会）

第四条 内閣府に生殖補助医療審議会及びヒト胚等審議会を設ける。いずれの審議会も、内閣総理大臣の任命する学識経験者五名以内の者によって構成する。

- 2 生殖補助医療審議会は、生殖補助医療に関し、生命倫理委員会の諮問その他の事項について審議し、生命倫理委員会に対して意見を述べ、また助言を行う。**
- 3 ヒト胚等審議会は、ヒト胚等の作成及び利用に関し、生命倫理委員会の諮問その他の事項について審議し、生命倫理委員会に対して意見を述べ、また助言を行う。**

第三章 生殖補助医療

（第三者の精子又は卵子を利用する生殖補助医療）

第五条 婚姻中の夫婦で、挙児のためには生殖補助医療の適用が不可欠と診断されたものは、登録生殖補助医療機関に対して、次に掲げる生殖補助医療の治療を申し込むことができる。ただし、夫婦いずれもが生殖年齢を超えた場合は、この限りでない。

- 一 夫でない男性の精子をもって妻の体内に注入して妊娠させること**
- 二 夫でない男性の精子と妻の卵子を、若しくは夫の精子と妻でない女性の卵子を妻の体外において混合したもの又は受精させて生成した胚を妻の体内に移植して妊娠させること。この場合、一時期に妻の体内に移植する胚の数は、三を超えてはならない。**
- 2 生殖補助医療の治療に着手した後に婚姻が解消したときは、胚を妻の体内に移植することはできない。**

（生殖補助医療治療申込者の書面提出義務・登録生殖補助医療機関の報告義務等）

第六条 前条の規定に基づいて登録生殖補助医療機関に対して生殖補助医療の治療の申込みをする夫婦は、登録生殖補助医療機関に次に掲げる書面を提出しなければならない。

- 一 戸籍謄本その他申込者が夫婦であることを証する書面**
- 二 医師による挙児のためには生殖補助医療の適用が不可欠である旨の診断書**
- 三 生殖補助医療の治療に同意する旨の夫婦双方の署名押印した書面**
- 四 第二項に定めるカウンセリングを受けた旨の証明書**
- 五 第三者の精子又は卵子を利用する生殖補助医療を受けたことがある夫婦は、その記録**